

山梨県公報

第二千二百二十六号

平成二十四年

五月十日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定……………二七二

道路の供用開始……………二七一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二七二

シルバー人材センターの名称の変更……………二七二

シルバー人材センター連合の名称の変更……………二七二

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十八件)……………二七二

開発行為に関する工事の完了について(三件)……………二七七

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二七七

公安委員会

技能検定員等審査の実施……………二七七

正誤

平成二十四年三月二十九日付第二千二百十六号中……………二七八

告示

山梨県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

上野原市上野原字下石原二五四八の一、二五四九の一、二五五二の四、字内城一九〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月十日

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年五月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|------|---|----------|------------|
| 一般国道 | 四一一号 | 甲州市塩山大字上粟生野字佐之川一〇五番の四地先から甲州市塩山大字上粟生野字前田一九〇番の三地先まで | 一三三・〇 | 平成二十四年五月十日 |

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年四月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人山梨県ひとり親家庭自立支援センターひとり親ネット
 - 2 代表者の氏名 佐野臣功
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央二丁目四番二号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭の支援に関する事業を行い、ひとり親家庭のみならず県民全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年四月二十六日から同年六月二十五日まで

● シルバー人材センターの名称の変更

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第四項の規定により、シルバー人材センターの名称の変更の届出があったので、同法第四十一条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 シルバー人材センターの名称

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------------------------|-------------------------|
| 社団法人甲府市シルバー人材センター | 公益社団法人甲府市シルバー人材センター |
| 社団法人山梨県東部地方広域シルバー人材センター | 公益社団法人東部広域シルバー人材センター |
| 社団法人東山梨地区広域シルバー人材センター | 公益社団法人東山梨地区広域シルバー人材センター |
| 社団法人富士五湖広域シルバー人材センター | 公益社団法人富士五湖広域シルバー人材センター |
| 社団法人峡北広域シルバー人材センター | 公益社団法人峡北広域シルバー人材センター |

二 変更の年月日
平成二十四年四月一日

| | |
|----------------------|------------------------|
| 社団法人峡南広域シルバー人材センター | 公益社団法人峡南広域シルバー人材センター |
| 社団法人峡中広域シルバー人材センター | 公益社団法人峡中広域シルバー人材センター |
| 社団法人南アルプス市シルバー人材センター | 公益社団法人南アルプス市シルバー人材センター |
| 社団法人笛吹市シルバー人材センター | 公益社団法人笛吹市シルバー人材センター |

● シルバー人材センター連合の名称の変更

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第四十一条第四項の規定により、シルバー人材センター連合の名称の変更の届出があったので、同法第四十五条において準用する同法第四十一条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 シルバー人材センター連合の名称

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|----------------------|------------------------|
| 社団法人山梨県シルバー人材センター連合会 | 公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会 |

二 変更の年月日
平成二十四年四月一日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 明和工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行四丁目九番十五号
 - 3 代表者の氏名 小石和典
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 二一)第一八七六号
- 四 処分の内容 土木工事業及び電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 総合インテリア正直屋
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上於曾千二百三十四番地二
 - 3 代表者の氏名 廣瀬隆雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第五六七二号
- 四 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 峡北建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町長坂上条二千四百二十九番地

3 代表者の氏名 仲山丈二

- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 二一)第五一七二号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社タナベエンジニアリング
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山竹森二千八百二十一番地
 - 3 代表者の氏名 兩宮利明
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一九)第六〇五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 野田造園
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市飯野新田五百六十三

- 3 代表者の氏名 野田辰郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第七一九五号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

 - 1 商号 佐藤建築
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市七日市場二百二十
 - 3 代表者の氏名 佐藤英俊

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第九一一三三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

 - 1 商号 有会社イマイ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市相生二丁目三番六号
 - 3 代表者の氏名 今井充

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第八八三三三号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

 - 1 商号 有会社テック伊藤
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市若宮四十六番地四
 - 3 代表者の氏名 伊藤要

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第九一一六号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

 - 1 商号 ダイカンエルテック株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市古上条町三百七十八番地一
 - 3 代表者の氏名 河西由朗

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第九三五六号
- 四 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ダイカンエンバイロ株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市古上条町三百七十八番地一
 - 3 代表者の氏名 角田幸夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 二三）第九三五七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 齊藤工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市飯野三千六百七十九番地
 - 3 代表者の氏名 齊藤武勝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第五九九一号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 澤田屋建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市駒橋二丁目六番二十三号
 - 3 代表者の氏名 長田真一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第七六九号
- 四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 富士冷暖株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田三丁目十七番十三号
 - 3 代表者の氏名 長田永年
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第四一一八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月十六日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中央産業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市井倉六百九十四番地
 - 3 破産管財人の氏名 渡邊森矢
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二三）第五六五三三号
- 四 処分の内容 左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月十一日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社丸新運輸
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市白井阿原千六百四十一番地十五
 - 3 代表者の氏名 萩原潔
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二一）第九三三六号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月十一日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 鈴木組
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市山之神三千六百十番地五

- 3 代表者の氏名 鈴木明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二二）第五八〇三三号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月十八日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社アースグリーンテック
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上於曾六百七十六番地一
 - 3 代表者の氏名 百瀬博文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二三）第九〇三三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月十七日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年四月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 尾上水道工事業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市鹿留二百二十四番地一
 - 3 代表者の氏名 尾上廣明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二〇）第九二六二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 五 処分の原因となった事実 平成二十四年四月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中央市乙黒字五反田一三の三及び一三の八の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都小金井市東町二丁目十番二十号（株）山梨中央銀行小金井寮A二百三
 青柳 光和

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 南都留郡富士河口湖町船津字西川一九三、一九四、一九四の二、一九四の三、一九七、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇二の二、二〇二の三、二〇二の四、二〇二の五、二〇二の六、二〇三の二、二〇三の三、二〇四、二〇四の二、二〇四の三、二〇四の四、二〇四の六、二〇五、二〇六、二〇七の二、二〇七の三、二〇七の四及び二〇七の五並びに字大池六七三の三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南都留郡富士河口湖町船津百九十七番地 株式会社河口湖ホテル 代表取締役 宮下 幸雄

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十四年五月十日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 山梨県知事 横 内 正 明
 富士吉田市上吉田字諏訪内五四一〇の一、五四一〇の二、五四一〇の三、五四一〇の四、五四一〇の五、五四一三の一、五四一三の二、五四一三の三、五四一五の二及び五四一五の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 富士吉田市松山千六百十三番地 社会福祉法人欣寿会 理事長 堀内 ひさ子

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成二十四年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 笛吹市境川町寺尾字坂下三三五八の一、三三五八の二、三三五八の三、三三七三の一、三三七三の二、三三七三の三、三三七三の四、三三七三の五及び三三七五の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
|---------|---------|
| 道路 水道 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市池田三丁目九番十号 山梨牛乳運送株式会社 代表取締役 寺島 司

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識について行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指

「導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。)及び大型自動車第二種免許等(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。)に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十四年六月二十六日(火)、六月二十八日(木)及び六月二十九日(金)の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十四年五月二十二日(火)から平成二十四年六月七日(木)まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(-) 大型自動車免許及び中型自動車免許
二万三千五百円

(二) 普通自動車免許
一万九千六百五十円

(三) 特定第一種運転免許
一万四千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等
二万八千五百円

2 教習指導員審査

(-) 大型自動車免許及び中型自動車免許
一万五千元

(二) 普通自動車免許
一万八千八百円

(三) 特定第一種運転免許
九千四百五十円

(四) 大型自動車第二種免許等
一万二千八百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

正 誤

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|---|

平成二十四年三月二十九日付山梨県告示第百三十号(家畜伝染病予防法に基づく家

畜の検査の実施)

二〇三
二〇四
下
上
十八
十一

肉用雄牛

肉用雌牛

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番